

独立行政法人 日本原子力研究開発機構法の概要

平成17年2月23日

日本原子力研究所
核燃料サイクル開発機構

日本原子力研究開発機構法の概要について(その1)

1. 法案の可決・成立

「独立行政法人日本原子力研究開発機構法案」は、第161回国会(平成16年10月12日～同年12月3日)において、審議が進められ、平成16年11月26日可決・成立し、同年12月3日公布・施行された。

2. 機構の目的

独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)は、原子力基本法に基づき、原子力に関する基礎的及び応用の研究、核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉等の技術開発を総合的、計画的、効率的に行い、その成果を普及する等により、原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与する。

3. 機構の役員及び職員

1. 機構の役員として理事長(1名)、副理事長(1名)、理事(7名)、監事(2名)を置く。
2. 理事長の任期は、中期目標の期間の末日までとし、理事の任期は理事長が定める期間、監事の任期は2年とする。
3. 機構の役職員について、秘密保持義務を課し、みなし公務員規定を置く。

日本原子力研究開発機構法の概要について(その2)

4. 機構の業務等

機構は、機構の目的を達成するため、次の ~ の業務を行う。

原子力に関する基礎的研究

原子力に関する応用の研究

核燃料サイクルを確立するための、

・高速増殖炉

・高速増殖炉に必要な核燃料物質

・核燃料物質の再処理に関する技術

・高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術 の開発

~ の業務に係る成果の普及、及びその活用の促進

施設及び設備の共用

原子力人材養成

原子力情報の収集、整理及び提供

関係行政機関の長等の依頼に基づく調査分析等

附帯業務

~ の業務の遂行に支障のない範囲内で外部の委託を受けて行う放射性廃棄物等の処理処分等

「自らの原子力施設の廃止措置と放射性廃棄物の処理処分」は、 ~ 号業務の一部又はその附帯業務として実施

日本原子力研究開発機構法の概要について(その3)

5. 主務大臣等

核燃料サイクル技術の開発に係る業務()及びその成果普及・活用促進業務()、財務会計に係る重要事項については経済産業大臣と共管、その他は文部科学大臣の専管

6. その他

(1) 機構の主たる事務所の所在地

茨城県

(2) 機構の財務会計

電源開発促進対策特別会計電源利用勘定を財源とする業務と一般会計を財源とする業務に経理を区分

長期借入金及び日本原子力研究開発機構債券発行を規定

(3) 原子力委員会との関係

主務大臣による理事長の任命及び中期目標の作成に際して、原子力委員会より意見を聴取

7. 附 則

- 施行期日は公布の日(法人の設立日は平成17年10月1日)
- 原研及びサイクル機構が有する一切の権利及び義務は、国等が承継する資産(及びSPring-8に係わる業務)を除き、新法人設立時に機構が承継する。
- 「ふげん」、ウラン濃縮施設等の廃止措置に関する業務(技術開発及び必要な研究を含む)を実施する。
- 原子力基本法、原子炉等規制法等の関係法を改正

附帯決議の概要について

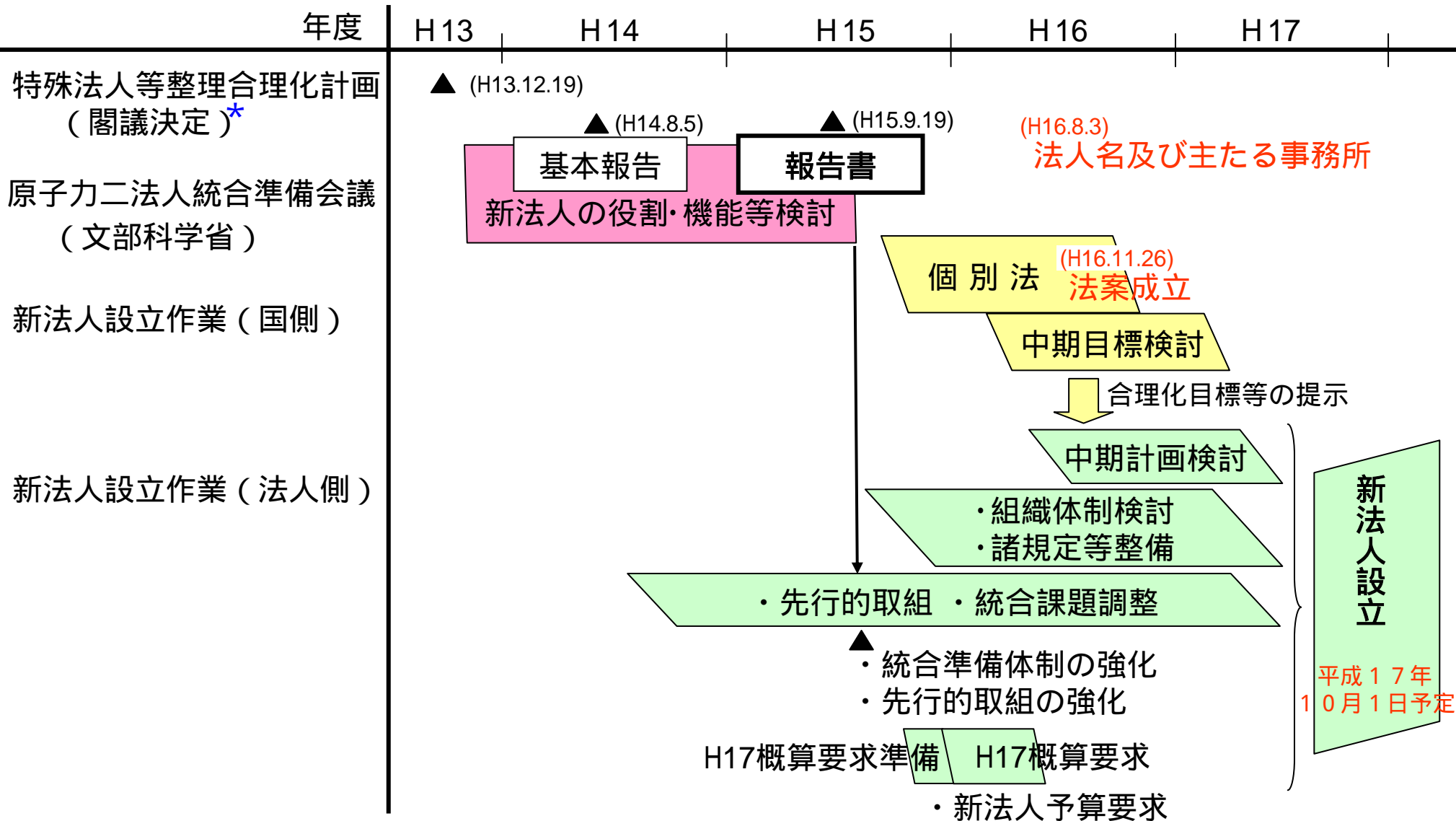
(衆)文部科学委員会

- 自律的、効率的運営
- 原子力施策の立案・実施に資するよう必要な措置を講ずる、中期目標・中期計画と原子力長計との整合
- 業績評価等は、研究開発の特性を踏まえ、適切な評価に配慮、評価体制・手法の継続的な見直しと改善
- 平和目的、安全確保、民主・自主・公開の基本方針の尊重、技術力の水準を保ち、自律的かつ創造的な研究開発環境の確保
- 運営の透明性の確保、情報公開の徹底、成果の公開のための適切な基準の作成、守秘義務規定の濫用防止
- 適切な理事長と役員を選任
- 研究資源の効果的活用、人材育成、産学連携推進
- 職員の雇用の安定、良好な労働関係への配慮
- 原子力施策は、国民的議論の継続による合意形成、安全審査機能の強化・拡充、立地地域からの信頼確保、実効性の高い防災体制整備に引き続き努める、原子力委員会や原子力安全委員会は、多様な国民の意見・要望等を反映して、企画・審議等行う

(参)文教科学委員会

- 自律的、効率的運営、安全確保に万全を期す
- 原子力施策の立案・実施に資するよう必要な措置を講ずる、中期目標・中期計画と原子力長計、原子力安全委の政策との整合、施設の廃止措置を含め、国の責務で原子力政策が計画的・安定的に進められるよう努力
- 業績評価は、研究開発の特性を踏まえ、適切な評価に配慮、評価体制・手法の継続的な見直しと改善
- 運営の透明性の確保、情報公開の徹底、成果の公開のための適切な基準の作成、守秘義務規定の濫用防止、外部有識者等の意見の聴取、尊重する仕組みの検討
- 適切な理事長と役員を選任、主務大臣が原子力委と異なる判断の場合の説明責任
- 研究資源の効果的活用、自らの施設の廃止措置等の確実な実施、技術力の水準を保ち、自律的かつ創造的な研究開発環境の確保、人材育成、産学連携推進
- 職員の雇用の安定、良好な労働関係への配慮
- 原子力施策は、国民的議論の継続による合意形成、安全審査機能の強化・拡充、立地地域からの信頼確保、実効性の高い防災体制整備に引き続き努める、原子力委員会や原子力安全委員会は、多様な国民の意見・要望等を反映して、企画・審議等行う
- 動燃改革の精神の維持尊重、役職員の意識改革、地元重視、広報活動の徹底、国際社会への貢献協力

日本原子力研究開発機構設立までのスケジュール概要について



* 原研とサイクル機構の二法人を廃止した上で統合し、新たに独立行政法人を設置。
平成16年度までに新法人設立のための法案を提出。